



## 〈販売に係る注意事項〉

市の方で、販売場所と販売用の机は準備します。釣銭やその他販売に必要な物は、販売者でご準備ください。

また、販売に際しては、以下の事項を遵守してください。

### 1 出店準備

・午後4時 15 分から事前入室を許可します。午後4時 30 分までには指定の販売場所へお越しください。

### 2 感染防止対策

・感染症拡大防止対策のために必要な物品をご持参ください。

・販売者、販売場所の消毒のため、「アルコール消毒液及び清拭品」を持参願います。

また、「体温計」を持参願います。

・販売者はマスクやマウスシールドを着用し、感染防止対策を行ってください。

**※市からの貸与は行いません。感染症対策が不十分の場合、販売をお断りすることがあります。**

### 3 販売従事者の体温の確認

・販売前に従事される方の氏名や体温記録等の提出をお願いします。

提出用紙は、当日にお渡しします。

・当日、37.5 度以上の熱がある場合、当該販売員様はご退室いただきます。

・37.5 度以上でなくても発熱やせきなどの症状が見受けられる場合、お断りさせていただくことがあります。

### 4 法令順守

・販売に係る免許や販売方法に関する条件等について事前確認し、各種関係法令等を遵守してください。

### 5 その他

・販売箇所については、市職員の指示に従ってください。